

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	<p>【高齢者万引対策】</p> <p>「集団窃盗の情報の取扱い」の提言で、 「行政機関関係」とあるが、この分類は 紛らわしいと思うので、再考していただ きたい。</p> <p>「行政機関関係」宛ての提言の①、②の 項目は構わないが、③から⑤までの項目 を「警察関係」、または「司法関係」と した方が、明確になると思う。</p> <p>「行政」という言葉自体、定義が不明確 であり（日本やイギリスのように議院内 閣制度をとって、立法府である国会の議 員が行政府の長となる諸国では、はっき りと行政だけを取り出すのは難しい。 『コンパクト』より）、一般に「警察」 含まれているとは思えない。見落とし てしまいがちである。</p> <p>また、「防犯画像の取扱いに関する提 言」の 1 ページ目にもある様に、『犯人 に対する警察、検察の対応は、万引が軽 微な犯罪であることが多いために、逮 捕・起訴する例は被害側の希望ほどには 多くなく、たとえ裁判になっても実刑判 決を受ける例は多くない』ということか らわかる通り、犯した罪に対して、何ら かの処罰が下らない限り、高齢者は『安 易に受け止めて』も仕方がないのではな いだろうか。軽い犯罪である限り は、処罰を受けずに済むなら、「やっ ても構わないのではないだろうか」と 思う人間が高齢者の中にいても、おか しくないと思う。その警察・検察の改 善こそ、根本的解決のための真っ先 に実現されるべきである。</p>	<p>【高齢者万引対策】</p> <p>「高齢者万引対策に関する提言」小委員 会では、高齢化万引が青少年を上回 ったことに注目し高齢者万引対策を 検討しました。</p> <p>丁度、昨年末に平成 26 年犯罪白書 が発表になりました。今回の犯罪白書 では「窃盗事犯者と再犯」という特 集が組まれました。この中で各行政 機関に対して、事細かに問題提起が されています。当小委員会としては この犯罪白書に記載されている事 項に関しては、触れませんでした。</p> <p>今後、今回のこの提言を具現化さ せる段階で各機関との協議のつど 具体的に推進していく所存です。</p>

	<p>無論、その他の取り組みは、犯罪抑止に有効であるとは思いますが、現状 88%もの高齢者が安易に受け止めていること、つまり実際の処罰が軽いことを「知っている」ことが問題であり、その直接的解決には、裁く側の甘さを無くすことが一番有効ではないだろうか。</p> <p>その点をもっと積極的に強調願います。</p>	
<p>2</p>	<p style="text-align: center;">【防犯画像の取扱い】</p> <p>一般的には「個人情報保護」や「情報漏洩防止」に関する教育自体なかなか実施が難しいと考えます。</p> <p>万防機構様や全国警備業協会様が中心となって「個人情報管理者資格」の様な検定制度を策定していただけないでしょうか。</p> <p>(資料1) 防犯カメラ管理規定をみても管理責任者と管理副責任者が必要とされています。所属する部署等で当該責任者の指名を受けた時など戸惑われる方も多いと予想します。</p> <p>上記のような検定資格があれば間違いの無い運用が可能となり受験者も相当数が期待できると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【集団窃盗の情報の取扱い】</p> <p>弊社では「保安警備業務」並びに小売販売業で実施している「防災センター業務」の一部で顔認識システムを利用しています。保安警備業務における顔認識システムの利用は【参考4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」で示されたシステムイメージに近いものです。私はこのシステムの問題点が「誰が不審者を登録し対応（捕捉又は防止抑止）する</p>	<p style="text-align: center;">【防犯画像の取扱い】</p> <p>「個人情報管理者資格」に関しては、前提として小売業と警備業の両方を統括するコンソーシアムの構築が必要と思われる。</p> <p>その点に関しては、現在審議中の個人情報保護法改正案にあるプライバシー保護のための第三者機関の設立を待って対処したいと思います。</p> <p>同時に各小売業団体や警備業団体とコンソーシアム構築の必要性や役割を協議していく所存です。</p> <p style="text-align: center;">【集団窃盗の情報の取扱い】</p> <p>「集団窃盗等データベース」の構築や「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」システムに関して、これまで我が国における取組み事例はほとんど見られず、欧米の先行事例をもとに警察当局や一部の民間企業でフィージビリティスタディが行なわれているに過ぎません。しかしながら、欧米の先行事例に関して、その主宰者を見ると、警察当局、</p>

<p>か」に有ると考えています</p> <p>【ホームセンターAでの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「登録者」及び「対応者」共に保安員。店舗ではシステムを導入したのみ。実際の運用は弊社に丸投げしました。 ・「問題点」 不審者を発見するたびに保安員が端末に移動し登録作業を行わなければならない無かったために、保安警備業務に集中できず捕捉率が低下し防止抑止活動すら出来なかった。 <p>【総合スーパーBでの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「登録者」防災センター要員（警備員）・「対応者」店内巡回要員（警備員）登録は契約先からの指示又は警備からの上申によるもの。 ・「問題点」 契約先や弊社警備員共に専門的な保安教育及び経験が不足しているために登録された者と実際の不審者が違う事例も発生した。システムの導入による捕捉率向上は特に認められず。 <p>上記2事例においてはシステム導入が先走り、実際のオペレータ的な運用者の視点がありませんでした。確かにオペレータ不在でも運用は可能です。でも上記のように効果的な運用からは程遠くなってしまいます。【参考3】及び【参考4】における概算においてシステムを運用する人件費が示されていないのが気になります。不審者の判別と対応（指示）ができる運用者の育成なくしてはどのようなシステムを導入しても無駄になってしまいます。万防機構様にはシステム導入に加えてオペレータ等人材育成の視点からの議論もお願いしたいと考えます。</p>	<p>非営利団体、民間企業グループ等、様々であり、主宰者の種別によって、コスト構造はまったく異なります。</p> <p>今回の提言では、それらの主宰者の種別によるコスト構造とは関わらない直接のシステム構築費用だけをシミュレーションした試算を行ないました。ご指摘のように、現実的なシステムの稼働のためには、直接費用の他に、人件費、メンテナンス費、一般管理費（教育研修費を含む）等が必要となります。</p> <p>また、ご指摘のように、「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」システムの現実的な稼働のためには、運用マニュアルの整備、徹底した要員の訓練等を要することは言うまでもありません。</p>
---	--

<p>3</p>	<p style="text-align: center;">【防犯画像の取扱い】</p> <p>「万引犯罪防止への喫緊の対応策に関する提言に対する意見募集」につきまして、</p> <p>3つの提言案を、当連合会で万引問題を担当する指導教育委員会で検討しました結果、提言案に賛同し、このまま進めていただくようお願いしたいとのこととまとまりましたので、ご連絡いたします。</p> <p>なお、指導教育委員会の検討の中で、防犯画像の取り扱いに関連した意見としまして、店舗での防犯カメラ設置に公的補助を受けられるよう関係機関に働きかけてほしいという要望がありましたことを申し添えます。</p>	<p style="text-align: center;">【防犯画像の取扱い】</p> <p>貴団体での本提言に関する検討と賛同に感謝申し上げます。</p> <p>店舗施設内の防犯カメラシステムの設置や維持管理に関する補助制度や助成に関しては、関係機関に働きかけを行っていきたく思います。</p> <p>情報ですが、EAS 機器や防犯カメラの導入に活用できる、生産性向上設備投資促進税制があります。詳しくは経済産業省の HP をご覧下さい。</p> <p>または2015年3月5日(木)12:40～13:10 ビックサイトで開催予定の日経セキュリティショーセミナー「生産性向上設備投資促進税制を活用したセキュリティシステムの導入」(主催: JEAS) で内容説明が行われます。そちらに参加されると担当官のお話が聞けます。</p>
-----------------	--	---